

## 町内会館の建て替えや修繕はありませんか？

由利本荘市では、町内会等で所有している集会施設の建築や修繕に係る負担を軽減するため、由利本荘市集会施設建設費等補助金制度があります。

町内会館の建て替えや修繕を予定している町内会がございましたら、市役所の担当までご連絡をお願いいたします。

### 【補助の内容】

	事業項目	補助率	補助限度額	備考
集会施設	新築・全面改築	事業費の3/10以内	200万円	
	改修・修繕	事業費の3/10以内	100万円	町内世帯数 対象事業費 10世帯以下…10万円以上 20世帯以下…20万円以上 30世帯以下…30万円以上 40世帯以下…40万円以上 41世帯以上…50万円以上
	取得(集会所に供する建築物の取得)	事業費の3/10以内	100万円	
	下水道等の排水設備工事 (管路敷設、屋内設備の改修を含む)	事業費の1/2以内	50万円	下水道等の整備地区において、供用開始から3年以内に限る
倉庫等	新築	事業費の3/10以内	50万円	町内世帯数 対象事業費 10世帯以下…10万円以上 20世帯以下…20万円以上 30世帯以下…30万円以上 40世帯以下…40万円以上 41世帯以上…50万円以上
	修繕	事業費の3/10以内	30万円	町内世帯数 対象事業費 10世帯以下…5万円以上 20世帯以下…10万円以上 30世帯以下…15万円以上 40世帯以下…20万円以上 41世帯以上…25万円以上

※倉庫の新築・修繕は集会施設と同一敷地内のもののみ対象となります。

※「倉庫の新築」は、プレハブの設置も認めます。設置にあたっては基礎工事またはアンカー設置などで立地箇所への固定を必ず行ってください。物置・屋外ロッカーなど備品に類するものは対象外とします。

【手続きの流れ】

時 期	手 続 き	手 続 き の 意 味
令和5年 9月15日 まで	<b>要望書の提出</b> (様式を用意しております。)	<b>9月15日まで、次年度(令和6年度)の要望を受付</b> いたします。これに間に合わないと次年度当初予算の確保ができないため、次年度での補助金交付はできません。 <b>要望後の補助金額の増額はありせん</b> ので、精度の高い見積書を必ず添付してください。
令和6年3月下旬	内定通知	要望された事業の採択・不採択について通知します。

令和6年 4月以降随時	<b>交付申請書の提出</b>	採択された事業に限り申請書を受け付けます。 <b><u>着工前に申請することが必要</u></b> です。
	交付決定通知	申請書の内容を審査し、交付決定となれば、交付決定通知書が送付されます。
	<b>工事の施工</b>	※建築確認等の法定手続きは確実にお願いします。工程を確認できる写真等を残してください。
工事が完了し たら	変更申請書の提出	工事内容や事業費に変更があれば必要です。(変更がある場合は、お早めに連絡をお願いします。)
	<b>実績報告書の提出</b>	事業の実績を書類で報告してください。
	<b>請求書の提出</b>	補助金の請求書を作成し提出してください。
	補助金の交付	市から補助金が支払われます。

【その他】

**※要望が多数の場合には、緊急性などの優先順位により採択にならない場合があります。**

**※一度補助を受けた施設は、補助を受けた年度を含み4年間は補助を受けることができません。**

**※土地の造成費や既存施設の解体費は対象外とします。**

連絡先：企画振興部 地域づくり推進課 (☎24-6230)  
各総合支所 市民サービス課